

Japan Tax Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人

2023 年 12 月 1 日号

国税庁 インボイス制度 多く寄せられるご質問（令和 5 年 11 月 13 日更新）の公表について

令和 5 年 10 月 2 日に国税庁からインボイス制度 Q&A の改訂版が公表され、11 月 13 日に「多く寄せられるご質問（令和 5 年 11 月 13 日更新）」として、追加問や既存問の改訂等として整理され、集約された形の Q&A が新たに公表された。

この「多く寄せられるご質問」は、より実務に即した Q&A の内容となっている。例えば、従来売手が交付した適格請求書は買手側で修正できない、という取扱いだったが、買手側で修正を加えたものを売手の確認を求めることによって仕入明細書等として保存する対応も認められる（問⑥）旨追加されている点や、従業員名が宛名に記載された適格簡易請求書と、従業員名簿等の保存をもって、仕入税額控除における請求書等の保存要件を満たす（問⑩）点などが挙げられる。

[多く寄せられるご質問（令和 5 年 11 月 13 日更新）](#)（国税庁ウェブサイト（PDF））の項目は、以下のとおりである。

Q&A 番号	項目
問①	登録申請の処理状況及び自らの登録番号の確認方法
問②	適格請求書発行事業者公表サイトの検索結果とレシート表記が異なる場合
問③	手書きの領収書による適格簡易請求書の交付
問④	免税事業者の交付する請求書等
問⑤	免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合の請求書等
問⑥	買手による適格請求書の修正
問⑦	適格請求書発行事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用等
問⑧	売手が負担する振込手数料相当額に係る適格返還請求書
問⑨	複数の契約に係る適格請求書の交付の可否
問⑩	従業員が立替払をした際に受領した適格簡易請求書での仕入税額控除
問⑪	実費精算の出張旅費等
問⑫	返信用封筒に貼付した郵便切手に係る仕入税額控除の適用
問⑬	2 割特例を適用するよりも簡易課税制度を適用した方が有利な場合

（東京事務所 額綱 明美、佐川 美幸）

【参考ウェブサイト】

[消費税インボイス制度導入支援サービス | デロイト トーマツ グループ | Deloitte](#)

【参考ニュースター】

[インボイス制度 Q&A（令和 5 年 10 月改訂）の概要](#)

Japan Tax Newsletter：2023 年 10 月 5 日号

[消費税の仕入税額控除制度における 適格請求書等保存方式に関する Q&A の改訂（令和 5 年 4 月）の概要](#)

Japan Tax Newsletter：2023 年 5 月 1 日号

【速報】[令和 5 年度税制改正大綱の詳解](#)

Japan Tax Newsletter：2022 年 12 月 23 日号

[令和 5 年度税制改正大綱ダイジェスト](#)

Japan Tax Newsletter：2022 年 12 月 19 日号

[消費税インボイス制度とペーパーレス化の最新情報～令和 4 年度税制改正を踏まえて～](#)

Japan Tax Newsletter：2022 年 11 月 30 日号

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイト トーマツ 税理士法人

東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3

丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1

淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000 (代)

名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1

JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533 (代)

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

ビジネスタックスサービス www.deloitte.com/jp/business-tax

令和 5 年度税制改正トピックス www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュートーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して“デロイト ネットワーク”) のひとつまたは複数指します。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス (存在理由) として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCOMS 764479 / ISO 22301